

日本原燃株式会社
再処理事業所(廃棄物管理施設)
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	3
(3) 違反事項	10
4. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成31年2月4日(月)

至 平成31年3月4日(月)

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美

原子力保安検査官 上野 賢一

原子力保安検査官 田中 秀樹

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 石井 友章

原子力保安検査官 山中 弘之 他

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、廃棄物管理施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①事業者対応方針等の履行の実施状況

②異常事象等発生時の措置の実施状況

③その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」、「異常事象等発生時の措置の実施状況」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針」(以下「対応方針1」という。)については、設備を管理下に置くための活動として、安全上重要な設備を除くその他設備の保守管理計画の有無を確認し、保守管理計画のない設備に対しては今後の活動で保守管理計画の策定を行うとしていること、これまでの現場ウォークダウン等の活動結果を報告書として取りまとめ、再処理事業部長の承認を得たこと、現場ウォークダウンにおいて高所等で確認できなかった設備を対象とした高所カメラ等による確認は平成30年12月に終了したこと等を確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故^Aに対する水平展開の問題点への事業者対応方針^B」(以下「対応方針3」という。)については、安全・品質本部が「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書^Cを適時改正していること、当該計画書に基づく実プロセスを考慮した水平展開^Dの活動を継続して行っていることを確認した。また、当該活動の報告書(案)を事務局である安全・品質本部が作成し、大洗事故を踏まえた全社水平展開ワーキンググループで審議していること等を確認した。再処理事業部では、再処理施設の実プロセスを考慮した水平展開に係る調査において、これまでの訓練実績から蒸気配管損傷等による蒸気被災事故に対する訓練が不足していると抽出し、訓練を行ったことを確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化^E」(以下「対応方針4」という。)の活動については、「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化(セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項)等の管理強化」に係る全体計画書(以下「全社としての取り組みの強化に係る全体計画書」という。)等に基づく、チェック機能の強化等のため設置された、実施者と異なる視点で文書等をチェックするチェック責任者等の活動が継続して行われていることを確認した。また、安全・品質本部が対応方針1、「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等に対する対応方針^F」(以下「対応方針2」という。)及び対応方針3の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因を抽出し、経営層の期待事項の明確化及び計画の作成のためのガイドラインを作成するとして対策を行うための実施計画書を策定したことを確認した。再処理事業部では、チェック責任者が行うセルフチェック活動の定量的な分析、チェック責任者の会議体への参加等が十分に行われていないことが確認されたため、必要な改善を行うことを確認した。

対応方針1から4の活動状況の評価については、安全・品質本部が評価方針(案)を作成し、安全・品質改革委員会で審議中であること、今後、承認された当該評価方針に基づき、安全・品質本部、各事業部等が個々の評価計画書を策定し、平成31年4月を目途に評価を行い、品質目標等で管理し活動を継続するもの、活動を終了するもの等に整理することを確認した。

「異常事象等発生時の措置の実施状況」については、異常事象等が発生した場合におけ

A:平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染に係る事故。

B:平成29年度第2回保安検査における全社としてのJAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。

C:安全・品質本部は、対応方針3に基づき、経営層及び各事業部の専門的知識を有するメンバーによる体制を構築し、全社の観点から施設の特徴を踏まえたリスクを抽出し、速やかに必要な対策を実施することを目的としている。

D:各事業部の工程ごとに取り扱っている核燃料物質等及び化学物質の性状(気体、液体、固体、粉末)を含むプロセスフローを作成し、施設の特徴を踏まえ、核燃料物質及び化学物質による人への災害の可能性のあるリスクを抽出し、人の災害防止等の観点から調査を行い、必要な対策を取る活動。

E:今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

F:平成29年度第2回保安検査等におけるウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクト損傷等の指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

る体制、資機材、手順書等の整備状況及び要員に対する教育・訓練の実施状況等を確認した結果、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に基づき、異常事象等が発生した場合の体制が「非常時要員名簿」に定められていること、関連する要領書や手順書が整備され、組織変更等に伴う改正が行われていること、必要な資機材を当要領の「別表－4 非常時用器材」に定め半年に1回点検を行っていること、総合訓練を平成31年2月22日に実施したこと等を確認した。

「その他必要な事項」として、平成31年2月1日に施行された「日本原燃株式会社 再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の組織変更等に伴う対応状況を確認した結果、監査室、安全・品質本部及び再処理事業部で実施していた内部監査を客観性向上のため監査室に一元化することについては、監査室が従前と同等の監視及び測定となるよう、監査内容及び監査手法を改善したこと、この結果を監査計画に反映したうえで監査を行っていくこと、当該一元化に伴い監査室に3名が増員されたこと等を確認した。

組織変更等に伴う要領書等の改正については、監査室、安全・品質本部及び再処理事業部が保安規定変更に伴い、事業者対応方針に係る実施計画書、要領書等の改正の必要性を確認し、必要な改正を行ったことを確認した。

保安検査実施期間中、廃棄物管理施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定に抵触する事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、問題ないことを確認した。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象」、「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足」等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により検査した。

a. 対応方針1の対策の実施状況

対応方針1は、再処理施設の非常用電源建屋(以下「GA 建屋」という。)の燃料油配管壁貫通部からの雨水浸入事象を踏まえ、保守管理や巡視・点検等の不備について、廃棄物管理施設を含む再処理工場の全設備を管理下に置くための活動等の対策を定めており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 設備を管理下に置くための活動

設備を管理下に置くための活動については、安重設備を除く設備(以下「その他設備」という。)の保守管理計画の有無を確認し、保守管理計画のない設備と

して約1万設備を抽出したこと、これらに対しては今後の活動で保守管理計画の策定を行うとしていることを「STEP1－6「保守管理計画の有無確認」実施ガイド」等により確認した。

これまでの現場ウォークダウン等の活動結果を報告書として取りまとめ、設備管理会議、再処理安全委員会で審議し、再処理事業部長の承認を得ていることを「再処理工場の全設備を管理下に置くための活動 経過報告 (STEP1完了)」等により確認した。

現場ウォークダウンによる目視確認において、設備の有無及び外観を確認できなかった高所等に設置された設備を対象とした確認について、確認方法の明確化及び組織の変更に係る手順書(ガイド)の改訂を行ったこと、廃棄物管理施設については平成31年12月に終了したことを「STEP2－2追加現場把握ガイド」等により確認した。

廃棄物管理施設の下部プレナム部変色事象に伴い、収納管、通風管の遠隔外観目視点検を5年周期で実施することが点検計画表に定められていることを「貯蔵管理設備 点検計画表(廃棄物管理施設)」により確認した。

(b) 配管ピットへの雨水の再浸入に関する対応

平成30年度第3回保安検査において、配管ピットへの雨水侵入を踏まえた根本原因分析からの提言に対する対策の活動計画が定められていないこと及び活動が進捗していないことが確認されたため、活動方針を定め、活動項目の管理表を作成中であることを「RCA の対策の活動方針について」等により確認した。

(c) リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行が欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動

再処理事業部以下がリスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識について、専門家との意見交換として、リスクマネジメントの専門家と意見交換を行ったこと、これまで行った活動から得られた意見を踏まえ、背後要因の分析を行い、改善策を策定する計画としていることを「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画書」等により確認した。

保安活動への取組みができていないことについて、再処理計画部が毎月各課から活動の報告を求め、できていないことリストに反映し管理していることを「業務連絡書「保安活動への取組みができていないことへの対応に係る全体計画書」に基づく活動の集約について」等により確認した。ただし、完了期限が明確になっていない項目が確認されたため、必要な改善を行うことを関係者より聴取した。また、保安活動への取組みができていないことに対する要因分析の事案として14項目を抽出し、これらの項目からできていないことに対する共通する要因を分析し、再処理計画部が対策を検討する計画を策定していることを「業務連絡書 保安

活動への取り組みができていない事案に対する要因分析・改善検討の依頼」等により確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3には、平成29年度第2回保安検査（加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設）における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部における全社的な水平展開体制の構築、再処理事業部における訓練の強化等の対策について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

対応方針3に基づき、安全・品質本部が水平展開調査項目等を定めた「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書について、組織変更等に伴う改正等を適時行っていること及び当該計画書に基づき、実プロセスを考慮した水平展開の活動を継続して行っていることを当該計画書等により確認した。また、当該水平展開実施中に発生した再処理施設の低レベル廃棄物処理建屋での作業員の汚染事象^G及び核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において発生した汚染事象^Hについては、水平展開活動が概ね終了したことを「DA 汚染の対策の検討・提言 追加改善事項へのフィードバック要否調査表」等により確認した。

これらの活動について、事務局である安全・品質本部が活動結果報告書（案）を作成し、JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開ワーキンググループで審議していること及び平成31年4月を目途に当該報告書を策定する予定であることを議事録等により確認した。

(b) 再処理事業部の活動状況

再処理事業部の JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開活動の全体計画を定めた計画書について、平成31年2月1日の組織の変更を踏まえ改正を行ったことを「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた再処理事業部における水平展開計画書」等により確認した。また、再処理施設の実プロセスを考慮した水平展開に係る調査のリスク抽出結果において、これまでの訓練実績から蒸気に対する訓練が不足していると抽出していることを「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画に基づく改善計画書の経過報告について（2018年度第2四半期実績）」等により確認した。

再処理施設の特徴を踏まえた訓練について、前処理建屋において作業現場

G: 平成30年2月15日、作業員の靴底に汚染が確認され、平成29年度第4回保安検査で保安規定第74条及び第99条の違反（監視）と判定した。

H: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室仕上室で平成30年8月6日に発生した作業員の身体汚染。

近傍の蒸気配管が損傷し、作業者が被災したことを想定して訓練を実施したと、訓練結果を評価し報告書を策定したことを「中長期訓練計画」に基づく異常時訓練実施報告」等により確認した。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

チェック機能の強化等のため設置された、実施者と異なる視点で文書等をチェックするチェック責任者及び各事業部の活動を監視する全社監視チームによる活動等が全社としての取り組みの強化に係る全体計画書等に基づき、継続して実施されていることを確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善の活動として、安全・品質本部は、現場の問題を抽出するために協力企業への個別訪問を行い、各事業部に抽出した課題の事実確認及び対応方法を依頼し、事実確認の結果から対応が必要なものについて、改善を図りつつあること並びに協力会社へのアンケート調査を行い、少しは改善されているとの回答が多くあったこと及び気づき事項が約1300件あり、現在、集計中であることを「2018年度「現場の課題・気づき等に関する協力会社個別訪問結果」について【中間報告(その2)】」等により確認した。

マネジメントオブザベーション¹(以下「MO」という。)の実施状況については、安全・品質本部が実施状況を調査した結果、MOの被観察者に気付いてもらう活動が弱いこと等の問題を抽出し、MOの被観察者の気づき事項を観察者が記録するように記録様式を変更したこと及び教育内容を見直したことを「MO教育の今後の進め方に関する打合せメモ」等により確認した。

安全・品質本部は、品質・保安会議における指示事項を各担当へ展開しているものの、その進捗状況を把握していなかったことについて、指示事項に対し回答期限を管理すること及び議事録を関係者に直接配付することの改善を図っていることを確認した。

それぞれの対応方針の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因について検討し、必要な対策を行うことについては、対応方針1、対応方針2及び対応方針3の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因として、現場の課題を経営層に伝えられないこと、計画の作りこみ(5W2H)が不十分であること等を抽出し、対策として、経営層の期待事項を明確化すること及び計画作成の

1: 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況等)を準備段階から完了後の振り返りまでにわたる全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動。

ためのガイドラインを作成するとしたことを「事業者対応方針を踏まえた根本原因分析結果における共通要因の対応」に係る実施報告書(改正1)等により確認した。また、安全・品質本部がこれらの対策について全社で実施する対策の実施計画(案)を作成し、安全・品質改革委員会での審議後、平成31年2月21日に安全・品質本部長が承認したこと、計画作成のためのガイドラインについては、目的、プロセス及び成果物を明確にして作成する予定であること等を「計画のガイドライン作成」および「経営層の期待事項の明確化」にかかる実施計画書」等により確認した。

(b) 再処理事業部の活動状況

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策として、チェック責任者が保安上重要な業務の計画とその履行状況のチェックを行っていること、チェック結果を定期的に再処理事業部長及び安全・品質本部長に報告していることを「チェック結果報告(2018年12月15日～2019年1月22日)」等により確認した。ただし、チェック責任者が行うセルフチェック活動の定量的な分析、会議体への参加等が十分に行われていないことが確認されたため、必要な改善を行うことを関係者より聴取した。

再処理事業部の幹部と部課長とのディスカッションについては、配管ピットへの雨水浸入の RCA 提言に対する対策をテーマに選定しディスカッションを実施したことを「第3回 事業部幹部と各部課長のディスカッションについて」等により確認した。

MOについては、本来の活動目的の理解が不足していること、MOが被観察者に気付きを与えるような活動となっていないという課題に対して、MOの目的を再認識させること、教育を充実させ適切に実施される環境を整備することを方針とし、代表部署によるトライアルを行い、再処理事業部内に展開していく計画を策定したことを「マネジメントオブザベーション実施計画書 改定1」等により確認した。

d. 事業者対応方針の活動状況の評価

安全・品質本部は、事業者対応方針の活動が開始以来、平成30年度末で一年半が経過することから、活動全般について振り返り、得られた成果及び進捗状況を確認し、今後の対応を検討するために「事業者対応方針活動状況の評価について(案)」(以下「評価方針(案)」という。)を作成したことを確認した。

評価方針(案)には、安全・品質本部、各事業部等において、各事業者対応方針の項目ごとに評価を行うこと、事業者対応方針に基づく活動(約束事項)の実施状況に係る評価指標を定め評価を行い、品質目標等で管理し活動を継続するもの、活動を終了するもの等に整理する旨、定められていることを確認した。評価方針(案)は、安全・品質改革委員会での審議、承認された後、安全・品質本部、各事業部がこの評価方針に基づき、個々の評価計画書を作成し、品質・保安会議での審議を経た後、この評価計画書に基づき、平成31年4月を目途に評価する予定であることを

安全・品質改革委員会議事録等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

②異常事象等発生時の措置の実施状況

異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練を行っていること等について、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の逐条ごとに検査を実施した。

保安規定第47条の非常時対策組織については、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」の「別表－2 非常時対策組織の要員構成」等に定められていることを確認した。また、手順書の整備状況については、廃棄物管理施設において異常を発見した者の必要な応急措置や通報及び非常時対策活動を行う非常時対策組織等の手順が「再処理事業部 異常・非常時対策要領」、「再処理事業部 異常時対処細則(廃棄物管理施設)」、「再処理事業部 警報対処細則(廃棄物管理施設)」等に定められていること、これらの要領書等は組織変更に伴う改正が行われていることを当要領書等により確認した。

保安規定第48条の非常時要員については、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に基づき、非常時対策組織に必要な要員が「非常時対策組織の構成員名簿」に定められていることを確認した。

保安規定第48条の2緊急作業従事者については、「緊急作業従事者管理表」により定められ、原子力防災要員であり、必要な教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であることが確認され、管理されていることを「緊急作業従事に係る申出書」、「緊急作業従事者管理表」等により確認した。

保安規定第49条の非常時用器材の整備については、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等の資機材及び数量が「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に定められていること、半年に1回点検を行うことが「再処理事業所 再処理事業部 防災業務計画運用要領」に定められ、平成30年度の上期の点検が平成30年9月に行われ、点検の結果異常が無かった旨を同年10月2日に原子力防災管理者(事業部長)に報告していることを「2018年度 再処理事業部 原子力防災資機材等点検状況の報告」等により確認した。

保安規定第58条の非常時訓練については、再処理施設及び廃棄物管理施設合同の非常時訓練が、平成31年2月22日に実施されたことを実施計画書等により確認した。また、廃棄物管理施設の非常時訓練が地震及び津波警報を起因として、地震に伴い、天井クレーンによる縦起し作業中の輸送容器が落下する事象が発生し、再処理施設でも対応が必要な状況であるため、通常組織では対応できないと判断し、非常時対策本部の立ち上げを宣言するとの想定により実施されたこと及び輸送容器の落下にお

ける対処が「再処理事業部 異常時対処マニュアル(廃棄物管理施設)」に定めた「輸送容器の落下 異常時対処手順書」に基づき、訓練が行われたことを廃棄物管理施設の巡視等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

③その他必要な事項

内部監査の客観性向上のための監査一元化及び保全機能強化を図るため等の組織変更に係る保安規定の変更認可がなされ、平成31年2月1日に施行されたことから、監査室の監査実施体制及び組織変更に係る保安活動の整備状況等について検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

a. 内部監査の客観性向上

内部監査の客観性向上については、安全・品質本部、各事業部(以下「事業部等」という。)が実施していた監査を監査室に一元化したことに伴い、事業部等で実施してきた監査範囲を踏まえ、監査室の監査が従前と同等の監視・測定となるよう、監査内容及び監査手法を適切に選定し、平成31年度の監査計画に反映することを関係者への聴取により確認した。

平成30年度の事業部等の監査における指摘等において、今後の監査でフォローアップが必要なものについては、「引継書」により、監査室に引き継がれていることを引継書等により確認した。監査室は、事業部等の監査結果及び監査室の監査結果を踏まえ、平成31年度の監査計画を平成31年4月頃に作成するとしていることを関係者への聴取により確認した。また、監査室に3名が増員され、その力量が管理されていることを「グループメンバーの力量評価表(2018年度)」等により確認した。

b. 監査室及び安全・品質本部の要領書等の整備状況

監査室及び安全・品質本部における要領書等の改正状況については、組織変更に伴う改正が必要かどうかを、事業者対応方針に係る実施計画書を含む全ての要領書等を確認し、必要な改正を行ったこと等を「公用文制定・改廃時チェックシート」等により確認した。

c. 再処理事業部の組織変更

再処理事業部においては、ガラス固化施設部貯蔵管理課が廃棄物管理施設の運転管理、保守管理を実施していたが、保全機能の強化等を目的とした組織の変更により、廃棄物管理施設の運転管理をガラス固化施設部貯蔵管理課、保守管理を機械保全部ガラス固化機械課に変更したことを組織図等により確認した。

これに伴い、保安規定の変更申請、品質マニュアルの変更、品質目標の変更を行ったこと、保安規定変更の手続きとして、安全委員会、品質・保安会議の審議を経て

変更申請を行ったこと、保安規定改正後の教育は、経営企画部から既に組織の変更について周知され、品質マニュアル類の改正準備を行っていることから、新たに周知は実施しないと生産管理課長が判断したことを「保安規定改正公布に伴う教育実施の要否について」等により確認した。また、組織変更に係るガラス固化施設部貯蔵管理課長から機械保全部ガラス固化機械課長への所管業務の移管が「引継書」により実施されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

2) 追加検査項目

なし

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

保安検査日程(1/4)

月 日	2月4日(月)	2月5日(火)	2月6日(水)	2月7日(木)	2月8日(金)
午 前	●初回会議※1 ●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取 ●廃棄物管理施設の巡視	●運転管理状況の聴取
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施。
午 後	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	
勤務時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(2/4)

月 日	2月12日(火)	2月13日(水)	2月14日(木)	2月15日(金)	2月18日(月)
午 前	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取 ● 廃棄物管理施設の巡視	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取
午 後	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施。		◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	○ その他必要な事項 ※1	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施。
			● チーム会議 ● まとめ会議	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 ※1 ● チーム会議 ● まとめ会議	
勤務時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。
 ※2:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(3/4)

月 日	2月19日(火)	2月20日(水)	2月21日(木)	2月22日(金)	2月25日(月)
午 前	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取 ● 廃棄物管理施設の巡視	● 運転管理状況の聴取
	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施				◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2
午後					日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施
勤務時間外	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施				
					日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。
 ※2:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(4/4)

月 日	2月26日(火)	2月27日(水)	2月28日(木)	3月1(金)	3月4日(月)
午 前	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取 ● 廃棄物管理施設の巡視	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取
	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況	◎ 異常事象等発生時の措置の実施状況	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施	
午 後		◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況	○ その他必要な事項		
		● チーム会議 ● まとめ会議	● チーム会議 ● まとめ会議		● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議※1
勤務時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。